滋賀医科大学臨床研究審査委員会議事概要

日時 : 2024年6月13日(木)12:57~13:27

場所 : Web 会議

【委員】

	氏 名	属性	性別	利害関係	出欠
委員長	藤本 徳毅	1	男	有	欠
委員	小原 有弘	1	男	無	出
	南学	1	男	無	出
	平田 多佳子	1	女	有	出
	久米 真司	1	男	有	欠
	田邉 昇	2	男	無	欠
	中野 由紀子	3	女	無	出
	深川 明子	3	女	無	出
	須永 知彦	2	男	無	出
	倉田 真由美	2	女	有	出

(属性)

- ①医学又は医療の専門家
- ②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
- ③上記以外の一般の立場の者

【陪席者】

遠山 育夫 (理事)

長野 郁子(倫理審査室)

樋野村 亜希子 (倫理審査室)

小林 有理(倫理審査室)

開催要件等について

委員長から 5 名以上の委員が出席したこと、男女各 1 名以上の出席、①医学又は医療の専門家、②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者、③上記以外の一般の立場の者、それぞれの属性の委員が 1 名以上出席していること、④同一の医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)に所属している委員が出席委員の半数未満であること、⑤本学に属しない者が 2 名以上出席していることにより「滋賀医科大学臨床研究審査委員会規程」第 6 条の開催要件を満たし、委員会が成立したとの報告が行われた。本学臨床研究審査委員会規程第 7 条に規定する委員又は技術専門員については審議業務には参

加していない点について確認した。陪席者については、委員の参加承諾が得られた。情報漏 洩のリスクのない状況で参加いただいていることについて確認した。(開催成立)

審議事項①

以下の臨床研究について変更申請の審査を行った。

課題名	【L2019-014】心不全、肺塞栓症における胸部動的撮影による				
肺動脈圧、血流評価について					
研究責任医師	救急・集中治療部 助教 宮武 秀光				
実施医療機関名	滋賀医科大学				
実施計画書提出日	令和元年 10 月 16 日				

概要

- 1. 事務局より【L2019-014】心不全、肺塞栓症における胸部動的撮影による肺動脈圧、血流 評価についての変更事項(選択基準追加)について説明があった。
- 2. 審査意見業務への関与に関する状況

①医学又は医療の専門家の委員から選択基準の表記にかかる記載整備が必要との意見があった。

3. 結論及びその理由

審議の結果、記載の整備が必要であることから、全会一致で継続審査とし、「国立大学法人 滋賀医科大学臨床研究審査委員会規程」第10条による審査に回付することとされた。

報告事項①

以下の臨床研究について不適合報告を行った。

課題名	【S2022-085】高麗人参加工食品が健常高齢者(軽度認知障害含む)の認知機能に与える影響の検討 Asian ginseng for improvement of cognitive function in healthy Japanese elderly including minimal cognitive impairment (MCI)
研究責任医師	神経難病研究センター臨床研究ユニット神経内科学部門
	学内講師 北村 彰浩
実施医療機関名	滋賀医科大学
実施計画書提出日	令和 4 年 12 月 9 日

概要

1. 事務局より【S2022-085】高麗人参加工食品が健常高齢者(軽度認知障害含む)の認知機能 に与える影響の検討 Asian ginseng for improvement of cognitive function in healthy Japanese

elderly including minimal cognitive impairment (MCI)の不適合報告(予定症例数の超過)について説明があった。

2. 審査意見業務への関与に関する状況

①医学又は医療の専門家の委員及び②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する委員から、研究計画書不遵守にあたり施行規則で定める「不適合」には該当すると判断するが対象者の人権や安全性及び研究の進捗や結果の信頼性に影響を及ぼす重大な不適合には該当しないとの意見がだされた。①医学又は医療の専門家の委員から臨床研究法下では事後の変更申請は認められないとの意見が出された。

3. 結論及びその理由

審議の結果、全会一致で重大には該当しないと判断される。施行規則第41条1項で定める 通り変更申請は不可と議決された。

報告事項②

以下の臨床研究について簡便審査の報告を行った。

課題名	【L2019-013】再発性 Clostridioides difficile 関連下痢症・		
腸炎に対する糞便微生物叢移植			
研究責任医師	消化器内科 講師 西田 淳史		
実施医療機関名	滋賀医科大学		
実施計画書提出日	令和 4 年 12 月 9 日		

概要

- 1. 事務局より【L2019-013】再発性 Clostridioides difficile 関連下痢症・腸炎に対する糞便微生物叢移植の簡便審査(実施医療機関の管理者変更)について説明があった。
- 2. 審査意見業務への関与に関する状況 委員から特に質疑・指摘事項はなかった。
- 3. 結論及びその理由 審議の結果、全会一致で承認とされた。